



あずさ監査法人

デジタル通貨および その基盤技術(分散型台帳)が リテール決済に与える影響と課題

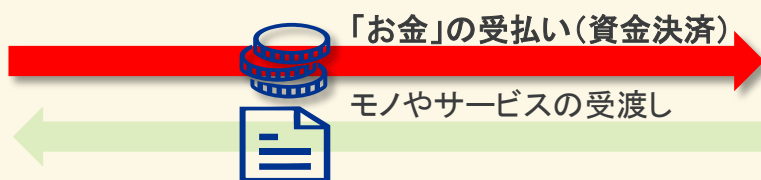
2016年3月17日

有限責任 あずさ監査法人
ファイナンシャルサービス本部
シニアマネジャー 保木 健次

リテール決済の基礎

(リテール)決済とは

決済とは、お金の支払いとモノやサービスの受渡しを行うことにより債権・債務を解消すること
特に、前者を「**資金決済**」という



主な資金決済手段

現金通貨

銀行券(お札)や貨幣(硬貨)を用いる決済。強制通用力、支払完了性及び匿名性などの特徴がある

為替取引

直接現金を輸送することなく資金を移動させることによる決済。銀行を通じた口座振込が代表例

資金決済における主なプレーヤーと役割

日本銀行

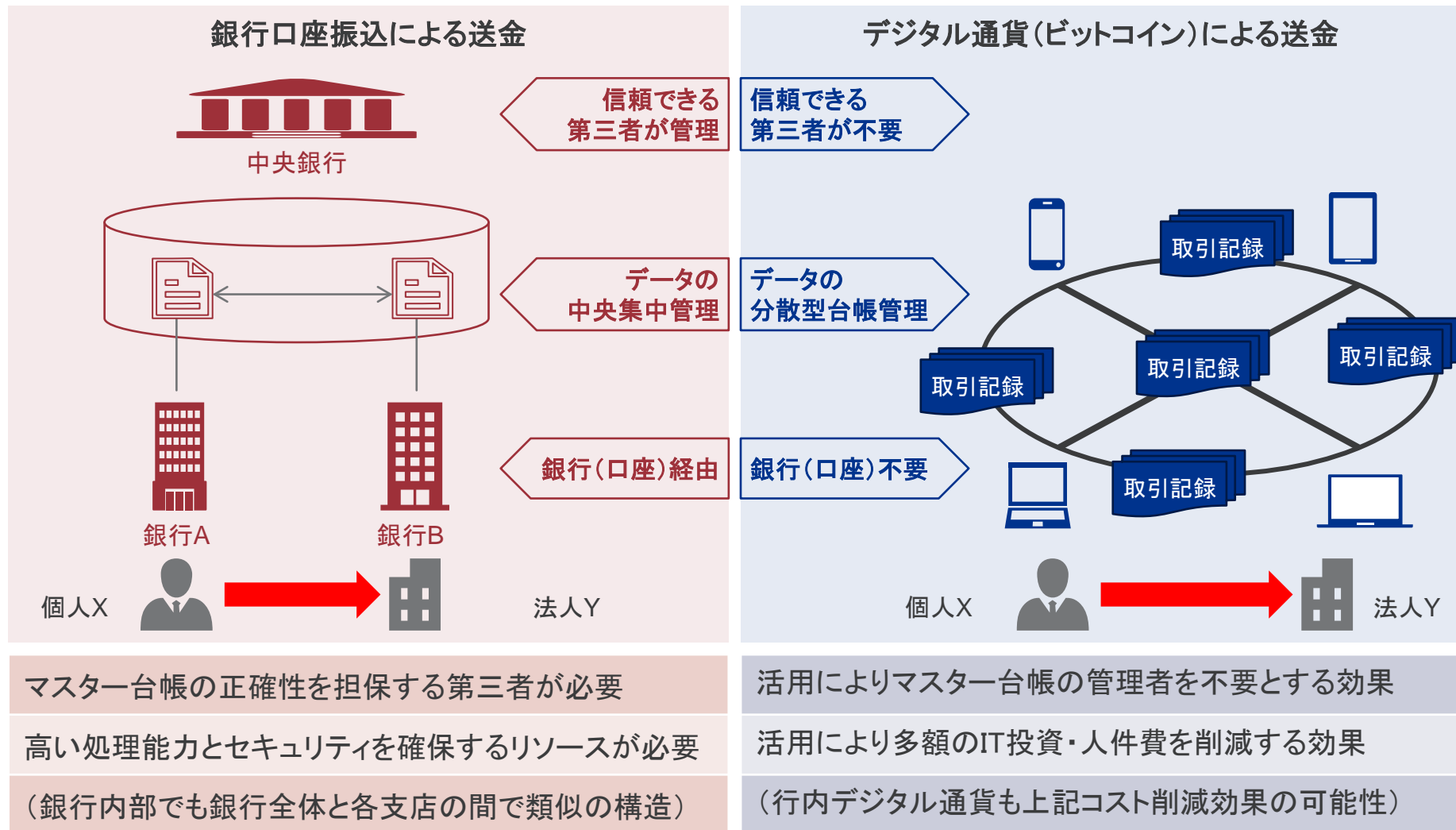
日本銀行法 第1条第1項 日本銀行は、我が国の中央銀行として、**銀行券を発行**するとともに、**通貨及び金融の調節**を行うことを目的とする。
第1条第2項 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる**資金決済の円滑の確保**を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

銀行

銀行法 第1条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
第2条第2項 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。
第1号 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
第2号 **為替取引**を行うこと。

デジタル通貨によるリテール決済

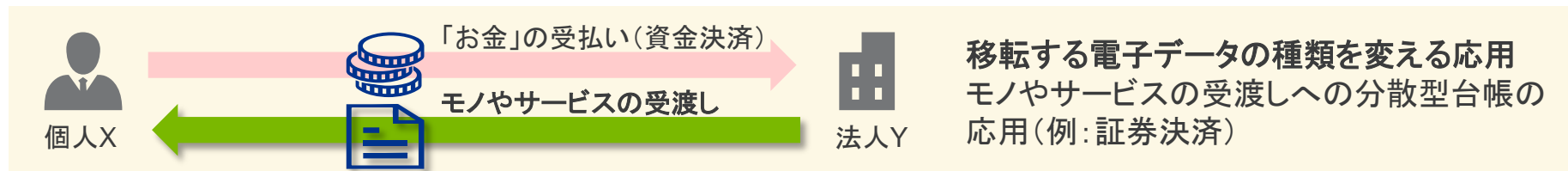
資金に係る電子データの移転に関する革新的アプローチの登場と新旧アプローチの特徴



分散型台帳の応用類型

決済分野における分散型台帳(ブロックチェーン)の応用範囲の拡大

移転させる価値記録の応用



分散型台帳への参加者を制限する応用

分散型台帳	参加者の範囲	管理者	検証作業	検証時間	カスタマイズ	主たる目的
プライベート型	参加者を限定*	設置	緩和可能	リアルタイム可能	容易	業務効率化
パブリック型	誰でも参加可能	不要	厳格	一定の時間が必要	困難	

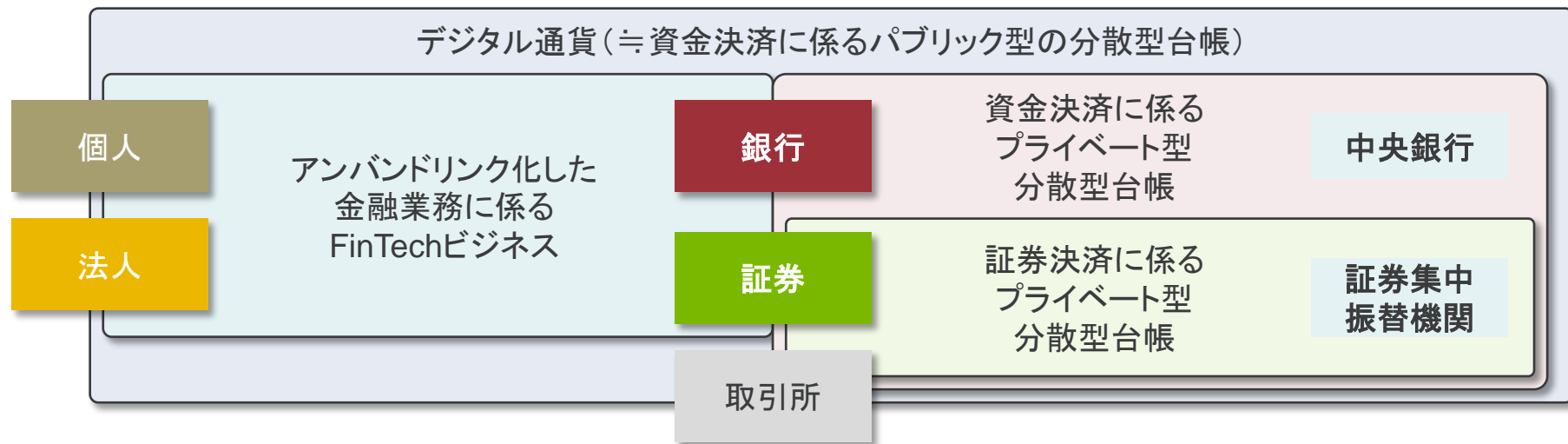
*参加者を自社(グループ)内に限定する方法と特定複数の企業間に限定する方法がある

分散型台帳を活用する上での課題

- 価値移転について当事者間および第三者に対しても有効と認められる必要。特に分散型台帳を通じた資金決済に係る価値移転に決済ファイナリティを認めるかどうかは課題
- 証券決済に係る移転は資金決済も伴わないと効用が半減

分散型台帳の応用領域

決済分野における分散型台帳の応用範囲の整理



資金決済に係る分散型台帳の活用に向けた国際的な議論の事例

米国新興企業の下、日本の大手行を含む世界の大手金融機関42行が参加するコンソーシアムが、Distributed Ledger (分散型台帳)と呼ぶプライベート型ブロックチェーンを活用した資金決済分野を含む幅広い金融分野での応用に向けて研究。

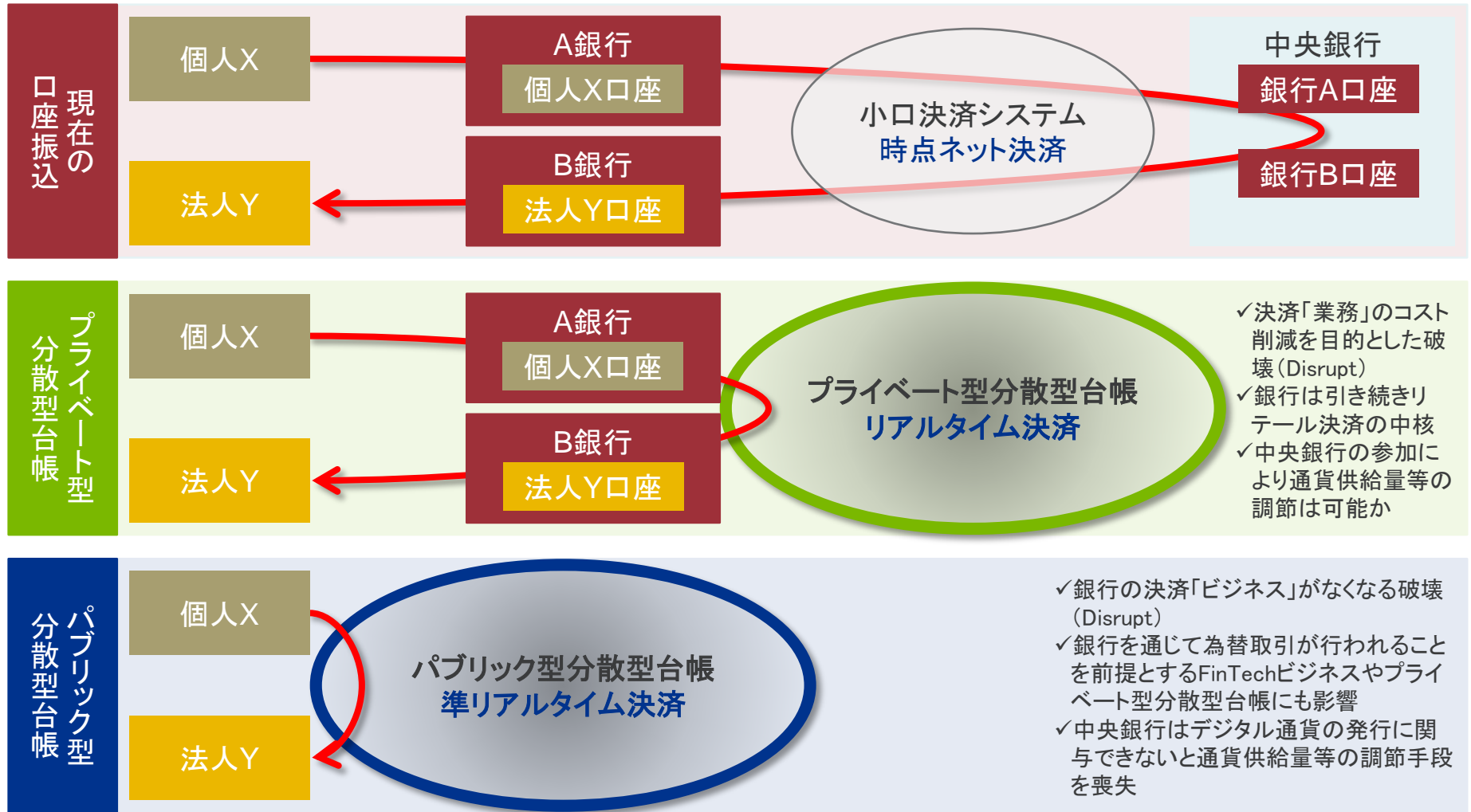
証券決済に係る分散型台帳の活用に向けた国際的な議論の事例

海外証券取引所

米新興企業の技術を使い、2016年のフェーズ1では、売買及びリスク管理システムを、その後のフェーズ2では、現物株式に係る清算・決済を含む既存のポスト・トレード処理システム清算・決済システムを「分散型台帳システム」に置き換える予定。

プライベート型とパブリック型の分散型台帳

資金決済に係るプライベート型とパブリック型の分散型台帳の適用範囲と影響



デジタル通貨の広がりからリテール決済に与える影響

分散型台帳・デジタル通貨の広がりにより影響を受ける資金決済プレーヤー・業務と課題

分散型台帳の広がりによる影響(信頼できる第三者が不要になる効果)

分散型台帳	影響を受ける資金決済プレーヤー	主たるリテール決済手段
プライベート型普及段階	中央銀行	引き続き銀行を通じた為替取引
パブリック型普及段階	中央銀行及び銀行	デジタル通貨

デジタル通貨の広がりによる影響(銀行(口座)が不要になる効果)

要因	変化	資金決済プレーヤーにおける課題
銀行による決済ファイナリティの付与機能の喪失	「公共性」の消滅及びそれに伴う健全性規制・免許制度の見直し	特別な企業でなくなることによる人材確保への支障 参入障壁の低下による競争激化
銀行を経由しない金融経済活動の増加	中央銀行による金融政策を波及させる経路の断絶	通貨及び金融の調節手段喪失への対応 円滑な資金決済の確保手段喪失への対応

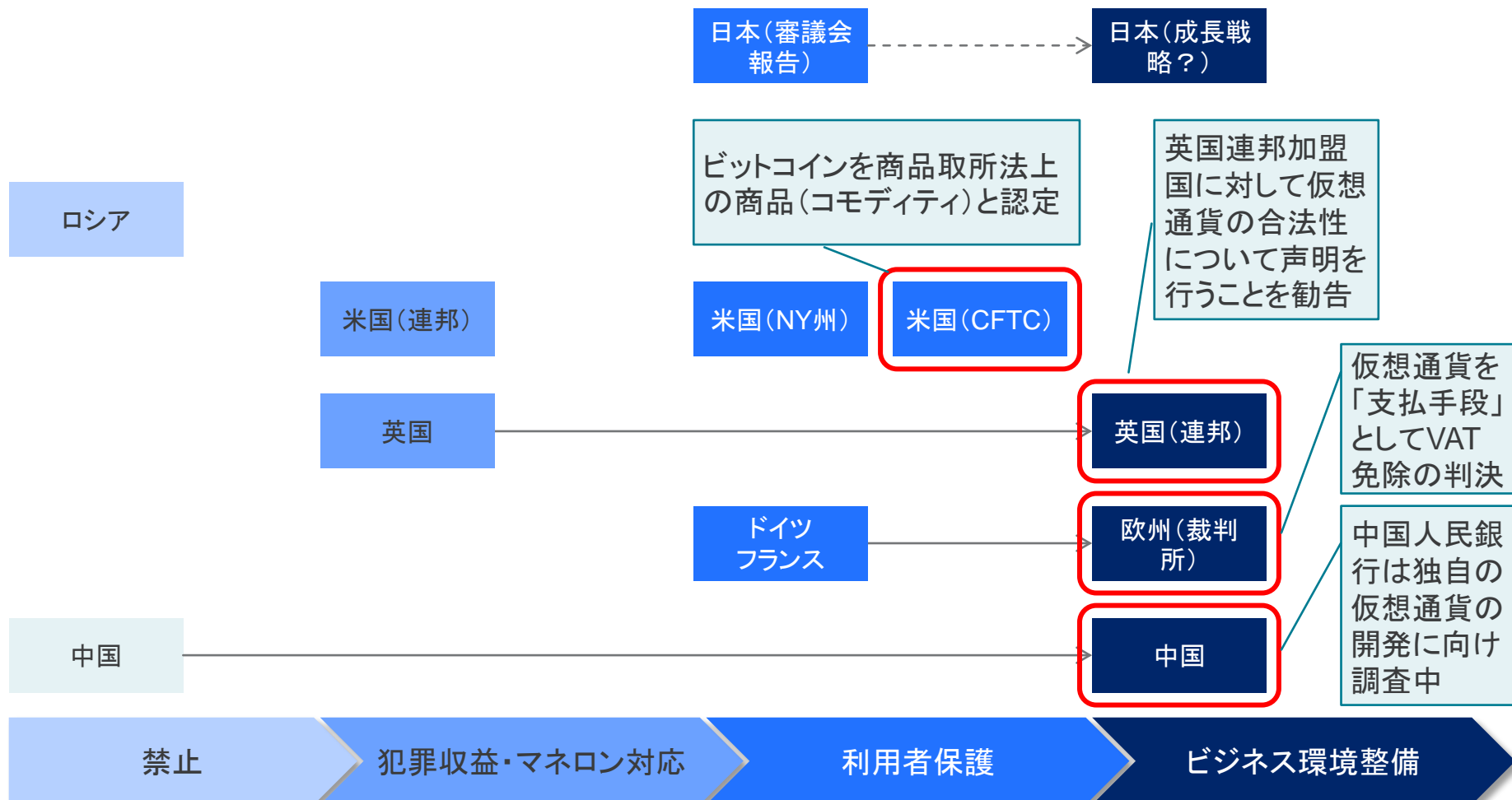
デジタル通貨の広がりから生じる課題と対応策

円滑な資金決済の確保に関する適切なアプローチの再構築
資金決済に係る利用者保護に関する適切な規制アプローチの再構築

デジタル通貨への金融行政当局の関与が必要かただし、ボーダーレス特性から一カ国単独ではなく国際協調を通じた関与となる可能性

(参考) デジタル通貨を巡る国内外の動き

デジタル(仮想)通貨の排除・慎重な検討から積極的な関与へ



金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告 ～決済高度化に向けた戦略的取組み～」等各種資料からKPMG作成



お問い合わせ先

シニアマネジャー 保木 健次
ファイナンシャルサービス本部
有限責任 あずさ監査法人
TEL : 03-3548-5125
kenji.hoki@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp/azsa

関連レポート

「仮想通貨とその基幹技術が起こす金融ビジネスと社会の変革(続編)」
(KPMG Insight Vol.17/March 2016)

「仮想通貨とその基幹技術が起こす金融ビジネスと社会の変革」
(KPMG Insight Vol. 15/November 2015)

「金融ビジネスの基盤が変わる決済インフラと金融グループ制度の改革」
(KPMG Insight Vol.13/July 2015)

本資料は、本セミナーのために作成されたものであり、その他の如何なる目的を持つものではありません。

本資料の内容の無断転記・転載はご遠慮ください。また貴社内限りの利用としてください。

本資料の内容につきましては、全て講演者の個人的見解に属するものであり、あずさ監査法人の統一的な見解を示すものではありません。また、この内容についての正確性、網羅性、十分性等を保証致しません。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.